

第1回 東京都自転車安全利用推進計画協議会
議事録

令和7年8月6日（火）14時～

都庁第一本庁舎 42階特別会議室 D（対面・オンライン併用）

【開会前】

○熱田代理 本日は、御多忙のところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、対面及びオンラインのハイブリット開催となっております。開会に先立ちまして、注意事項を2点申し上げます。

1点目ですが、ハウリング防止のため、発言する場合を除いては、マイクはミュートにしてください。

また、カメラについても、通信負荷の軽減のため、オフとしていただき、発言される際のみ、オンにしていただきますようお願いいたします。

次に2点目です。本会議は議事録の作成のため、Teamsの機能を使用し、レコーディング及び文字起こしを行います。あらかじめ御了承ください。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

資料は参考資料も含め、画面に表示しておりますとおり、計13種類です。

資料は画面でもお示ししますが、お手元に無い場合は、昨日お送りしたメールを御確認ください。

【開会、会長挨拶、委員の紹介】

○熱田代理 それでは、定刻となりましたので、令和7年度第1回東京都自転車安全利用推進計画協議会を開会いたします。私、本協議会の事務局を務めさせていただきます都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課課長代理の熱田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて進めさせていただきます。

開会に当たりまして、本協議会の会長を務めます都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神より、御挨拶申し上げます。

○馬神会長 皆様には御多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。都民安全総合対策本部の総合推進部長、馬神でございます。よろしくお願ひいたします。このまま着座にて失礼いたします。

皆様には日頃から、東京都の自転車安全利用対策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

東京都では、自転車の危険な運転等が社会的な問題になっていることを踏まえまして、平成25年7月から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行いたしました。

条例では自転車問題の解決に向け、自転車利用者の規範意識の向上、社会全体での安全利用の促進という観点から、自転車利用者による交通ルールの習得、保護者や事業者による安全教育、事業者による通勤自転車の放置防止対策、といった規定を設けております。

こうした規定に基づく各主体の取組を明確にし、自転車の安全利用を総合的に推進するため、平成26年からになりますが、「東京都自転車安全利用推進計画」を策定しております。

令和3年に策定いたしました現行計画に基づきまして、各主体における取組が進められているところでございますが、今年度末をもって計画期間を終えることから、今回の協議会では、次期計画の概要やスケジュール等を共有させていただきたくお集まりいただきました。

昨年の都内の自転車乗用中の死者数、また、自転車乗用中の負傷者数及び自転車事故発生件数、いずれも令和5年に比べ減少しております。また、放置自転車台数は昨年14,876台となりまして、現

行計画では今年令和7年までに駅前放置自転車台数を1万5千台以下とすることを目標としておりましたので、1年前倒しで目標を達成することができました。皆様のご尽力のおかげと存じます。

しかしながら、自転車乗用中の死者数、また自転車事故発生件数は、前年度比では減少しておりますけれども、全国と比較いたしますと、都内の場合、自転車が関連する事故の割合が多いということがございます。交通事故全体に占める割合が、全国平均が23.2%というところ、都内は45.8%ということで約2倍となっております。

また、事故を起こした自転車ですが、法令違反のある割合が年々上昇しております、令和5年以降が7割を超えている状況になっております。

また、先日警察庁が発表いたしました通り、令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の運用を開始することとなります。

青切符制度導入の契機を捉えまして、自転車の安全利用の推進について、より一層力を入れて取り組んでいく必要がございます。

皆様からいただいた貴重なご意見により、今後改定する計画が、自転車の安全利用を促進し、社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会の実現に結びつくものとなることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○熱田代理 ありがとうございました。それでは、お手元の会議次第によって進めてまいります。はじめに、報告事項1「東京都自転車安全利用推進計画協議会の設置及び委員の紹介」についてございますが、本協議会は、資料1「東京都自転車安全利用推進計画協議会設置要綱」に基づき設置しており、22名の委員の皆様から構成されています。委員名簿については資料2をご覧ください。本来でしたら、皆様お一人おひとりから御挨拶をいただきたいところではございますが、時間の都合もありますので、大変恐縮ですが、委員名簿をもって紹介に代えさせていただきたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、「報告事項2」以降につきましては、当課交通安全担当課長 三浦より、御説明させていただきます。

【現行の自転車安全利用推進計画について】

○三浦課長 私、都民安全総合対策本部交通安全担当課長の三浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本協議会では、委員の皆様から自転車の安全利用に関するご意見をいただき、自転車安全利用推進計画の改定に結び付けていきたいと考えております。

本協議会は5年に一度の協議会ですが、前回の協議会はコロナ禍により書面開催でしたので、オンライン含め一堂に会する会議は実に10年ぶりでございます。まずは、現行の「自転車安全利用推進計画」について、ポイントを説明いたします。

まず、自転車安全利用推進計画とはどういうものかについて御説明いたします。

資料3をご覧ください。

現行の計画につきましては、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、令和3年5月に策定いたしました。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年であり、今

年度が改定年度に当たります。

条例は、社会全体で自転車の安全利用を促進するため、自転車利用者や行政だけでなく、自転車に関わる非常に多くの方々の責務、取組等を定めたものです。しかし、これは条例の限界ですが、その内容は、抽象的な書き方になっており、例えば、従業員に必要な教育を行うといつても、どういう方法で行うか、他の関係者との役割分担はどうなっているか等が分かるようにはなっておりません。

そこで、自転車の安全利用に関する都の施策や都民、事業者などの取組を具体化し、誰が何をすべきかを明らかにすることで、様々な主体による安全利用の取組が総合的に推進されるよう、この計画を策定しました。策定に当たっては、協議会を開催するとともに、パブリックコメントも実施し、皆様からのご意見も踏まえて、策定しております。

では、現行の計画のポイントですが、資料3の真ん中の「計画の概要」にありますとおり、本計画のポイントは「社会全体」での自転車安全利用の取組という部分です。これまで行政や警察、学校、自転車販売店等による安全利用の取組は行われてきましたが、こうした活動を一般の民間事業者等も含めた社会全体に広げていかないと、悲惨な事故等を減らしていくしかないだろうという条例の理念を明確化したものです。

計画では、「安全利用の実践」以下、7項目を柱立てしております。安全利用に関わるソフト面での取組がメインではありますが、適正な利用という観点から「放置自転車の削減」、ハードの観点から「安全な利用環境の整備」といった内容も盛り込んだものとなっています。

【現行の推進計画の目標の達成状況について】

○三浦課長 続いて、現行計画に掲げる数値目標の達成状況について、御説明いたします。

資料4-1の1ページ目をご覧ください。

資料4-1の冒頭のグラフにありますとおり、「自転車乗用中死者数 18人以下」、「自転車事故発生件数 7,000件以下」、「駅前放置自転車台数 15,000台以下」の3つの数値目標を示しております。これに関しては、例えば、交通安全教室を何回開催するといったアウトプットの数値目標ではなく、こうした取組の結果としてどうだったかを示すアウトカムの指標を採用すべきという考えに基づき、設定しております。

まず、死者数についてです。コロナ禍の令和3年は18人と目標を達成したのですが、その後増加に転じました。令和6年は、令和5年と比べて減少したものの、自転車乗用中死者数は、25人になっております。

事故件数については、増加傾向が続いておりましたが、令和6年は令和5年と比べて減少しました。しかし、13,773件と、残念ながら、目標数値には及んでいません。

続いて、駅前放置自転車に関してでございます。資料4-2をご覧ください。令和6年度の駅周辺における自転車（いわゆるバイクや原付を除いた自転車のみ）の放置状況ですが、駅周辺に乗り入れた自転車の約2.7%にあたる14,876台が路上などに放置されていました。現行計画の目標数値は15,000台なので、1年前倒しで目標数値を達成したことになります。目標数値は達成しましたが、引き続き、駅前放置自転車の減少を目指し、関係機関が協力していくことが大切です。東京都では、都内各駅の周辺（駅から概ね500m以内の区域）における放置自転車台数や自転車駐車場等の現況に

について、区市町村を通じて調査・集計し、放置自転車対策の基礎資料として作成し、年度末に公表しています。資料4－2はその概要版になりますので、お目通しいただければと思います。

以上が、現行計画に掲げる数値目標の達成状況についてでございます。続いて、都内の自転車事故の特徴についてグラフを用いながら御説明いたします。

資料4－1の2ページ目をご覧ください。一番上のグラフは、交通事故全体に占める自転車の関与率ですが、全国が20%程度で推移している中、都内は20ポイント以上高い45%を超える水準で推移しており、一層の事故削減が課題です。

また、左下の横棒グラフのとおり、都内では、二輪車、自転車乗用中、歩行中の死者の割合が全国と比較して高いことが分かります。

さらに、死者が体のどの部分を損傷し、死に至ったかという右下のグラフ表をご覧いただくと、自転車の場合、オレンジ色の棒グラフで示す、頭部損傷が主因で亡くなっているケースが非常に多く、約7割が頭部損傷ですので、ヘルメットの必要性が浮かび上がってきているという状況です。

次のページをご覧ください。右上のグラフは、自転車関連事故のうち、法令違反のある割合を示しておりますが、年々上昇しており、令和5年以降は7割を超えてます。左下の違反別自転車事故件数の円グラフを見ると、ハンドル操作不適や安全不確認などの「安全運転義務違反」の割合が半数以上です。また、年齢層別の違反状況を見てみると、どの年齢層でも違反の割合が高いものの、特に小学生や中学生、高校生等及び高齢者については、違反の割合が高く、自転車を安全に利用するための教育等がいかに必要か読み取れます。

次のページをご覧ください。右上のグラフは、（青の折れ線グラフの）年齢層別自転車事故件数及び（オレンジの棒グラフの）人口千人当たりの年齢層別自転車事故件数です。事故件数の絶対数は、40歳代～50歳代及び75歳以上が多いですが、人口千人当たりにしてみると、高校生等（中卒～19歳を含む）の割合が突出して高くなっています。通学で自転車を使うようになる高校生に対しての取組も重要なポイントであることが考えられます。

次に、左下の年齢別の死者の割合を見てみると、令和6年においても高齢者（65歳以上）が3割を超えてる（32%）ことが読み取れます。前ページで御説明したとおり、高齢者の違反の割合は高いため、自転車利用者側の違反行為が死に結びついていることが読み取れます。

また、右下の事故類型別の発生状況では、出会い頭が事故件数及び死者ともに最多になっています。

【最近の自転車利用を取り巻く状況について】

○熱田代理 これまで、事務局より現行計画の概要及び数値目標の達成状況、都内の自転車事故の特徴について御説明させていただきました。続いて、最近の自転車利用を取り巻く状況について、引き続き三浦のほうから御説明申し上げます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○三浦課長 それでは、資料5をご覧ください。続きまして、最近の事故を取り巻く状況について御説明いたします。

これは、道路交通法等の改正状況を示したものですが、まず、道路交通法は他の法律と異なりまして、時の情勢に応じまして、比較的頻繁に見直しを行なってございます。近年の自転車に関する法改正と併せまして、今後、実施予定のもの含めまして、記載した3点についてお話しします。

1点目は、自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化でございます。

以前は、「保護者は 13 歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めること」と、保護者に対して努力義務を課していましたけれども、令和 5 年 4 月 1 日からは、対象が全ての世代に拡大となっております。その背景といたしましては、自転車乗用中に交通事故により亡くなられた方の多くが、頭部を損傷していたことや、ヘルメットをかぶっていなかったことが挙げられます。都内におきましても、令和 6 年中に自転車事故で亡くなられた 25 人のうち、頭部損傷が 16 人、そのうち、ヘルメット着用者はわずか 3 人という結果でございました。ヘルメットを正しくかぶっていれば助かった命もあったかと考えられます。

また、警察庁が実施しています都道府県別のヘルメット着用率調査、令和 6 年に実施したものによりますと、全国平均が 17% だったことに対しまして、都内での着用率は 15.1% と、全国平均を下回ってございます。より一層のヘルメット着用促進が必要と考えられます。

2 点目は自転車のながらスマホ、酒気帯び運転の厳罰化です。

これは全国的にながらスマホや、飲酒運転により死亡重傷事故が増加したことを受け、令和 6 年 11 月 1 日に施行となったものです。ふらふらして歩けない、酩酊などの自転車の酒酔い運転に関する罰則はありましたが、酒気帯び運転に対する罰則がなかったため、新設されたものです。ながらスマホについては、より罰則が重くなっています。

3 点目は自転車違反者に対する青切符による取り締まりです。

こちらは令和 8 年、来年 4 月 1 日から運用開始予定となってございます。自転車を安全に正しく利用されている方がいる一方で、交通ルールを無視した悪質危険な走行をする利用者が後を絶たないといった現状を踏まえまして、来年 4 月 1 日から運用を開始されると公表されています。取締り対象は 16 歳以上です。ながら運転や信号無視、逆走など 113 の違反で、それぞれに反則金が設けられております。事故に直結するような危険な行為をした場合や、警察官の警告に従わず継続した場合などが想定されています。

以上 3 点が近年改定された、もしくは今後実施予定の法改正でございました。いずれも重大交通事故をなくして、安全で快適な走行空間を作るために必要な事項となっております。引き続き各種情報発信や広報・啓発等に努めていきたいと思っております。以上で終わりたいと思います。

○熱田代理 三浦課長、ありがとうございました。東京都では、本日何度か触れております青切符制度の認知率等の項目を盛り込んだ「自転車の安全利用」に関するアンケート調査を昨年度末に実施しました。調査結果の概要につきまして、三浦より御説明させていただきます。

○三浦課長 資料 6 をご覧ください。それでは、当本部が実施した「自転車の安全利用」に関するアンケート調査結果の概要について御説明いたします。

調査概要にも記載のとおり、今年の 2 月に、18 歳～79 歳の都内在住の自転車利用者を対象にインターネット調査を行いました。全体設問は 47 問ですが、本日はこの中で特に、「保険」、「ヘルメット」、「自転車ルール」について、調査結果をお伝えいたします。

まず、「保険の加入率」についてです。加入率は昨年度の 63% より 3.8% 増で 66.8% でした。“条例及び義務化を知らない”と回答した人の加入率は 26.6% でした。条例及び義務化の認知率ですけれども、これは 73.7% と、令和 4 年度調査時をピークに減少傾向になっております。

続いて、「ヘルメットの着用率」についてです。着用率は昨年度の 27% より 1.6% 減で 25.4% でした。自転車運転の危険性認識と着用率の関係性をみると、“自転車運転の危険性”を感じないと答える

た人の着用率は7.8%と、左下の横棒グラフのようになってございます。

最後に「自転車ルール等」についてお伝えします。青切符の認知率は73%、理解率は45%でした。年代別に見ますと、60代(83.5%)、70代(87.7%)と高い傾向ですが、10代(50%)と一番低い結果となっております。自転車安全利用五則についてですが、すべてのルールの認知率は80%を超えています。一方で、そのうち、車道通行や交差点の一時停止については、守っていない場合があると回答した人が23~24%前後という結果になってございます。

以上、概要を説明しましたけれども、調査報告書の全文は、当本部のホームページに掲載しております。資料6の5ページ目にもありますけれども、そこのQRコードから読み取ることが可能ですので、皆様方も、御確認いただければ幸いでございます。

○熱田代理 ありがとうございました。報告事項の最後になりますが、警察庁を主体とした「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」について、再び三浦より簡単な御説明をさせていただきます。

○三浦課長 令和8年4月1日からの青切符施行に伴いまして、国は交通安全教育の充実を図るために、警察庁を主体とした「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」を立ち上げまして、「ライフステージ別自転車の交通安全教育ガイドライン」を令和7年内に策定予定としています。警察庁のWebサイトに会議資料は掲載されておりますので、ぜひご覧ください。「警察庁 官民連携協議会」と検索いただきますと、これまでの6回分の議事録及び資料をご確認いただけます。都の計画策定に当たりましても、この官民連携協議会での交通安全教育ガイドラインとの整合性を図りながら、自転車安全利用のための取組を盛り込んでいきたいと考えてございます。

○熱田代理 ありがとうございました。報告事項は以上となります。進行の都合上、質問は最後にまとめてお伺いいたします。

続いて、今回の協議会の議事に移らせていただきます。次期(第4次)東京都自転車安全利用推進計画と第12次東京都交通安全計画の関連性、次期計画の策定スケジュールについて、三浦より御説明いたします。

【第12次東京都交通安全計画との関連性】

○三浦課長 資料7をご覧ください。当本部では、自転車安全利用推進計画のほかに、交通安全対策基本法を根拠とし、都内の陸上交通の大綱である、東京都交通安全計画を策定しております。現行計画は「第11次東京都交通安全計画」であり、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年です。これは自転車計画の計画期間と同一になっております。

この東京都交通安全計画は、内閣府が策定する「交通安全基本計画」に倣って策定しており、現行計画では、自転車の安全利用の推進も重点項目として挙げられております。

今まで、「自転車の安全利用の推進」のための施策について、交通安全計画と自転車安全利用推進計画それぞれで原稿を作成していただいておりました。そのため、同じ施策内容であっても、別の言い回しになっている箇所がありました。改めて2つの計画の整合性を図るため、今回の計画改定では、「自転車の安全利用の推進」のための施策については、両計画の記載内容を同一にしたいと考えています。両計画の自転車施策部分の記載内容を揃えることで、2つの計画の整合性が図れるとともに、各局・機関の原稿執筆の回数の負担軽減も見込まれます。

なお、現行の自転車計画と同様に、「自転車乗用中死者数」、「自転車事故発生件数」、「駅前放置自転車台数」に係る目標数値でしたり、自転車計画の理念などは、引き続き内容を検討の上、自転車計画に盛り込んでいきます。

事務局では、現行の自転車計画の文言を交通安全計画に落とし込んだらどのような記載になるかお示しできるよう、一覧表の作成を予定しております。それをお示しした上で、関係機関の皆様には、改定計画の原稿執筆をしていただきたいと考えております。

【今後のスケジュール・まとめ】

○三浦課長 続きまして資料8をご覧ください。今後のスケジュールについて御連絡いたします。これから事務局において、目標数値の検討でしたり、次期計画の骨子案作成のための作業を進めていきます。

次の協議会は、11月中旬頃の開催を予定しております。次回協議会では、次期計画の理念的な部分及び骨子案をお示しし、各局・関係機関の皆様に原稿執筆をお願いする予定です。

なお、先ほど警察庁主体の官民連協議会で、ライフステージ別自転車の交通安全教育ガイドラインを策定予定と御説明しましたが、現在の警察庁の予定ですと、10月下旬～11月上旬にガイドライン（案）の最終報告がある予定で、12月中にはガイドラインが公表される予定です。公表までの間、我々事務局も情報収集に努めまして、このガイドラインを踏まえた骨子案等を第2回の協議会ではお示しできればと考えております。

その後2月上旬に開催予定の第3回協議会において改定案をお示し、2月から3月上旬にかけてパブリックコメントを実施し、年度末の策定を目指していきたいと考えております。

また、現在、自転車施策に関連の深い学識経験者始め専門家の皆様に本計画改定に向けての御意見を頂いております。資料9をご覧ください。

交通工学の御専門から、日本大学理工学部長・交通システム工学科教授の轟様、

交通事故等の損害賠償など、法律の観点から、弁護士の岸様、

交通工学の御専門とともに、都の自転車安全利用 TOKYO セミナーで講師をお務め頂いている、東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科准教授の稻垣様、

自転車の先進的な安全利用施策の観点から、ライトウェイプロダクツジャパン株式会社の左木様、全国で交通安全の啓発活動に取り組まれている、一般財団法人日本交通安全教育普及協会様、

自転車利用者の観点から、モビリティジャーナリストの楠田様の5名、1団体の皆様に御意見を伺っております。これらの専門家意見聴取の内容も踏まえた総論及び骨子の案を次回協議会でお示ししたいと考えております。

○熱田代理 ありがとうございました。これまでの事務局の説明について、御意見、質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

ではまず、「次期自転車安全利用推進計画」については、今後も国の動向を注視しつつ、事務局の方で準備を進めてまいりたいということ、各機関におかれましては、計画策定準備への御協力をよろしくお願ひいたします。

以上で、事務局が予定しました議事は終了しました。

この際、ほかに御発言がありましたら、頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

【その他御質問、御意見等】

○岡部委員 建設局道路管理部安全施設課長の岡部です。今後の予定の中で、案を事務局で作成されるとのことで、具体的に章立てを直したりするということですが、その情報提供はどのような形でされるのか、あるいは次の協議会のときに、その案を我々各委員のほうにお示しいただけるのか、段取りの考え方だけでも教えて頂ければと思います。

○三浦課長 御質問ありがとうございます。まず、11月頃に骨子案をお示しするまでの間に、構成を含めて我々事務局のほうで案を作成しまして、構成とセットで骨子案を提示したいと思います。その間でも御質問等を受けながら適宜情報提供をさせていただきたく、考えてございます。

○岡部委員 ありがとうございます。

○清水委員 東京商工会議所の清水です。商工会議所という立場からではなく、一市民として普段感じていることがありまして、それがこの計画の中に入っているのか、あるいは入れて頂けるのかどうかも含めて感触を知りたいのですけれども、普段街中を歩いていて、例えば私が徒步で、反対方向から自転車が来たときに、自転車が避けないケースが近年すごく増えたと感じていて、歩行者がむしろ避けていることが多くなった感触を個人的にはすごく思っておりまして、そういうことの啓発等について今度の計画案にそもそも入っているのか、今後入れられるのか現時点で分かっていれば教えてください。

○三浦課長 御質問ありがとうございます。どういう文言で記載するかはあるのですけれども、我々も自転車のルールとともに、マナーということについてもこれまで啓発等を行っております。そのマナー等も含めて取り組んでいきたいと思っていますが、安全利用する上で歩行者と自転車の事故を起こさないということは大事な視点ですので、そういうことを意識して計画の中に盛り込んでいきたいと考えてございます。

○清水委員 ありがとうございます。

○熱田代理 清水様、ありがとうございました。他御質問、御発言ございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

では、これをもちまして、東京都自転車安全利用推進計画協議会を終了させていただきます。

本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。